

令和4年第2回都城市議会定例会付議請願件名表

番 号	件 名	頁
請願4第1号	地方自治法第180条第1項の規定に基づく「市長専決事項の指定について」の一部改正を求める請願書	1

請 願 書

令和4年3月11日

都城市議会議長
長友潤治様

地方自治法第180条第1項の規定に基づく「市長専決事項の指定
について」の一部改正を求める請願書

紹介議員	荒神 稔
紹介議員	別府 英樹
紹介議員	小玉 忠宏
紹介議員	音堅 良一
紹介議員	杉村 義秀
紹介議員	赤塚 隆志
紹介議員	迫間 輝昭
紹介議員	筒井 紀夫

1 請願の趣旨

予定価格1億5千万円以上の工事契約の締結については、「地方自治法」及び「都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」により、議会の議決が必要とされており、契約の変更を行う場合も同様に議決が必要とされております。

このため、契約の変更が必要になった工事については、次の議会までの間、現場を中断するなど、当該施設の供用開始の延伸につながる可能性がある状況でした。

このような状況を解消するため、本市議会においては、平成28年10月、「市長専決事項の指定について（平成17年度都議会告示第7号）」を改正いただき、議会の議決を受けた工事契約について、軽微な変更については、市長専決により速やかに変更できることとしていただきました。

しかしながら、現在の規定について、一部の工事の軽微な変更については、議決が必要で次の議会まで待たなければならない状況にありますので、市長専決により契約変更できる範囲の見直しを請願するものです。

2 請願の理由

平成28年の改正では、議会の議決を受けた当初契約金額の10%以内、かつ当該金額からの変更額が3千万円以内の工事契約の変更については、市長専決により変更できることとしていただきました。

このことにより、単年度で完了する工事の軽微な変更や工事完了前の精算等については、市長専決による契約変更が可能となり、工期延伸や施設の供用開始の延伸を回避できるようになりました。

一方、年度をまたぐような大型工事については、議会の議決を受けて3千万円を超える変更契約を行うことが少なくありませんが、変更後に軽微な変更が生じる場合や工事完了前の精算が必要となります。

この場合の軽微な変更について、現在の「市長専決事項の指定について」では、市長専決が、当初契約金額の10%以内、かつ同金額からの変更額が3千万円以内の変更に限られているため、たとえ軽微な変更であっても、次の議会での議決が必要となり、依然として工期延伸や施設の供用開始の延伸が生じる状況にあります。

現在、当協会では近年にない大型工事を受注して工事を進めており、『工事の適正な履行、予定通りの施設供用開始』を確保するために、議会の議決を受けて変更を行った工事契約に関して、その後が生じる軽微な変更については、当初の契約金額ベースでなく、議決を受けて変更した直近の契約金額をベースに、10%かつ3千万円以内を市長専決の対象としていただくよう請願するものです。

以上のとおり地方自治法第124条により請願書を提出いたします。

令和4年3月11日

請願者 都城市

都城市市議会議長 長友 潤治 様